

## 中間検証に当たっての主な論点

## 【テーマ 1】 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

## Ⅱ 市町村計画の策定

## Ⅳ 地域連携ネットワークづくり

- ・市町村による中核機関の整備
- ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進

## &lt;総論&gt;

- ① 中核機関整備及び市町村計画策定の進捗状況をどう評価するか。また、今後、KPIの達成に向け、どのような方策が考えられるか。（国による支援、都道府県による広域的な体制整備の役割等）
- ② 地域連携ネットワークの更なる構築に向け、家庭裁判所や専門職団体、各種団体・機関との連携について、どのような方策が考えられるか。各地域の特性に応じ、法テラスや三士会以外の士業団体、消費生活センター等多様な主体との更なる連携推進が考えられないか。
- ③ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進める中で、中核機関との連携の在り方をどのように考えるか。

## &lt;その他&gt;

- ④ 市町村長申立を適切に実施していく観点から、どのような方策が考えられるか。（市町村の体制整備、虐待対応の場合の親族調査の在り方等）
- ⑤ 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携について、どのように考えるか。

## &lt;関連する KPI（2021 年度末）&gt;

（市町村計画の策定）

- ・市町村計画を策定した市区町村数 全 1741 市区町村数（平成 30 年 10 月時点 60 市区町村）

（地域連携ネットワークづくり）

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数  
全 1741 市区町村（平成 30 年 10 月時点 492 市区町村）
- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数  
800 市区町村（平成 30 年 10 月時点 210 市区町村）
- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や  
手続支援を実施）を行っている市区町村数 200 市区町村（平成 30 年 10 月時点 59 市区町村）
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全 1741 市区町村（平成 30 年 10 月時点 79 市区町村）
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500 人